

他市町村の自治基本条例〔目的・条例の位置づけ・基本理念・基本原則〕

資料2

	大和市	伊賀市	丸亀市	草加市	日吉津村
条例名	大和市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	丸亀市自治基本条例	草加市みんなでまちづくり自治基本条例	日吉津村自治基本条例
目的	自立した地域社会の実現	伊賀市独自の自治の推進及び確立	自立した地域社会の実現、市民福祉の向上	自治の基本原則を定める	自立した日吉津村の実現
位置づけ	最高規範	最高規範	最高規範	最高規範	最高規範
基本理念		補完性の原則		全ての市民が参画できるまちづくり	
		自然との共生		市民の自立と自律によるまちづくり	
		情報共有		市民主体のまちづくり	
基本原則	参加及び協働の原則	情報共有	人権の尊重	主体性	住民主権
	情報共有の原則	まちづくりに参加する権利	情報共有	対等性	人権の尊重
	法令の自主解釈	計画に基づくまちづくり	市政の参画機会の保障	協調性	情報の共有
	財政自治の原則	市民を補完するまちづくり	協働のまちづくり	柔軟性	参画と協働
	対等及び協力の原則	協働のまちづくり	自治活動の自主性の尊重	公開性	
		まちづくりの評価		普遍性	
				発展性	

	大和市	伊賀市	丸亀市	草加市	日吉津村
目的	(目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、日吉津村における自治の基本原則を明らかにし、村民の権利と責務、議会及び村の役割と責務、住民自治の仕組みなどを定めることにより、共通認識を持って参画と協働の村づくりを推進し、自立した日吉津村を実現することを目的とします。
条例の位置づけ	(最高規範性) 第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。	(この条例の位置付け・体系化) 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。	第32条 この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。 2 市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。	(条例の位置づけ) 第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。	(条例の位置づけ) 第3条 この条例は、本村の自治の推進における最高規範であり、議会及び村は、最大限にこれを尊重しなければなりません。 2 議会及び村は、他の条例、規則等の制定又は改廃を行なう場合には、この条例に定める事項を遵守しなければなりません。

	大和市	伊賀市	丸亀市	草加市	日吉津村
基本理念	-	(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 1 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。 2 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 3 市民が情報を共有し、自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。	-	(基本方針) 第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。 (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。 (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。 (3) 市民主体のまちづくりを進めます。	-

	大和市	伊賀市	丸亀市	草加市	日吉津村
基本原則	(参加及び協働の原則) 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。 (情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。 (法令の自主解釈) 第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。 (財政自治の原則) 第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。 (対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。	(自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。 1 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を有する。 2 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 3 まちづくりは、情報公開と市民参加により策定された計画に基づくものとする。 4 まちづくりは、まず市民自らが行い、さらに地域や市が補完して行う。 5 まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うよう努める。 6 まちづくりの実施後は、その結果について評価を行う。	(基本原則) 第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。 (1) 市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。 (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。 (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。 (4) 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。 (5) 市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。	(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則) 第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。 (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。 (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。 (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。 (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。 (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。 (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。 (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。	(住民主権) 第4条 住民は日吉津村の主権者であり、議会及び村はその信託に忠実に答えなければなりません。 2 村民は村づくりの主役であり、参画と協働により村づくりを担うことができます。 (人権の尊重) 第5条 村民は、国籍や性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、人権が尊重され、誰もが自分らしく活動する権利を有します。 2 子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じて村づくりに参画する権利を有します。 (情報の共有) 第6条 村民、議会及び村は、村政に関する情報を互いに共有することにより、村民主役の村づくりを推進します。 (参画と協働) 第7条 村は、村民の意思を村政に反映するため、村政への参画の機会を拡充し、村民、議会及び村は、相互理解と信頼関係を深め、協働して村づくりを行なうものとします。